

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、琴平町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三田地区）を行うことについて平成22年9月21日適当と決定した。

その関係書類を琴平町農政課において平成22年10月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成22年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造